

令和6年度埼玉県花と緑の振興センター造園技術研修実施要領

1 目的

造園業を志向する埼玉県内の植木生産業者等を対象とし、造園に必要な基礎知識及び技能を修得します。

2 主催

埼玉県花と緑の振興センター

3 申込資格

原則として埼玉県内に在住または在勤し、令和6年度技能検定試験「造園」の1級または2級の受検申請をされた方。

4 研修内容及び日程

(1) 研修内容

1級：技能検定実技試験「造園」1級に準じた内容の実習（建仁寺垣、つくばい、延べ段等の製作及び樹種判定※1）

2級：技能検定実技試験「造園」2級に準じた内容を実習（四つ目垣、飛び石、縁石、築山等の製作及び樹種判定※1）

※1 樹種判定実習は研修の進み具合や天候等を勘案して実施します。また、天候等の事情により、技能検定学科試験に係る内容の学習を室内で実施することがあります。

(2) 研修日及び時間

8月1日（木）・2日（金）・8日（木）・9日（金）

8月23日（金）・29日（木）・30日（金）

（7日間）

1級と2級を同じ日に開講します。時間は、各日とも9：00から16：00まで（終了時刻は研修内容等により前後することがあります）。

5 会場

埼玉県花と緑の振興センター 実習ほ場及び会議室

（埼玉県川口市安行1015 電話048-295-1806）

6 定員

1級・2級合計10名

7 申込方法

申込書（別紙様式）に必要事項を記入し、受検申請を行ったことがわかる書類（写し・※2）を添えて、郵送（〒334-0059 川口市安行1015 埼玉県花と緑の振興

センター宛) または、花と緑の振興センターへ直接ご持参ください。

※2 受検申請を行ったことがわかる書類

次のいずれか一方とします。

- ① 技能検定受検申請書の写し（埼玉県職業能力開発協会へ提出する前にコピーしたもの）
- ② 技能検定受検申請にあたって受検料を振り込んだ際に発行された振替払込請求書兼受領証の写し※3

※3 会社名での振込み等の場合は、申込者本人に係る振込みである旨をお書き添え下さい。

8 申込期限及び受講者の決定

(1) 申込期限

令和6年5月31日（金）（郵送の場合、当日消印有効）

(2) 受講者の決定

受講の可否は申込者全員に、申込書記載の送付先へ、6月17日（月）までに到着するよう郵送により通知します。

また、申込者が定員を超えた場合は、植木生産・造園作業に従事されている方を優先します。

9 研修経費

受講料は無料ですが、研修材料費をお支払いいただきます。金額、支払方法、支払期限は、受講決定通知と合わせてお知らせします（参考：令和5年度の金額は1級28,600円、2級17,820円でした）。

なお、お知らせした支払期限までにお支払いが確認できなかった場合には、受講の決定を取り消すことがあります。

10 持参するもの

実技試験問題（技能検定受検申請受付後に、埼玉県職業能力開発協会から郵送されます）、工具等（別紙「工具等一覧」のとおり。技能検定実技試験問題の記述内容に準じています。）、筆記用具、昼食、水筒等、その他研修の受講に必要なもの。

11 その他

その他、この要領に定めのない事項は主催者が定めます。

附 則

この要領は、令和6年3月18日から施行します。

別紙 工具等一覧

1 級		2 級	
品名	数量	品名	数量
巻尺	1	巻尺	1
のこぎり	1	のこぎり	1
竹ひきのこ	1	竹ひきのこ	1
金づち	1	金づち	1
くぎしめ	1	くぎしめ	1
木ばさみ、剪定ばさみも可	必要数	木ばさみ、剪定ばさみも可	必要数
くぎ抜き	1	くぎ抜き	1
ペンチ又はプライヤー	1	—	—
きり(三つ目きり)、充電式ドリルも可	1	きり(三つ目きり)、充電式ドリルも可	必要数
木づち(このきり)	1	木づち(このきり)	1
竹割り	1	—	—
くり針(曲がり針)	1	—	—
こうがい板 (かき板 250～300mm)	1	こうがい板 (かき板 250～300mm)	1
れんがごて、地ごても可	必要数	れんがごて、地ごても可	必要数
かなじめ(必要に応じて持参可)	1	—	—
目地ごて、目地べらも可	1	—	—
くぎ袋	1	くぎ袋	1
手ぼうき	必要数	手ぼうき	必要数
箕(み)	1	箕(み)	1
水系、糸巻も可	必要数	水系、糸巻も可	必要数
水平器	1	水平器	1
スコップ(剣スコ)、両面スコップ、移植ごて、手ぐわも可	必要数	スコップ(剣スコ)、両面スコップ、移植ごて、手ぐわも可	必要数
きめ棒(つき棒)	1	きめ棒(つき棒)	1
遺方杭(位置出し棒又はピンポール)	必要数	遺方杭(位置出し棒又はピンポール)	必要数
作業服等	一式	作業服等	一式
保護帽	1	保護帽	1
作業用手袋(使用は任意)	1	作業用手袋(使用は任意)	1
鉛筆	必要数	鉛筆	必要数

令和6年度技能検定実技試験問題の公表後、変更する場合があります。

